

# 特定事由の証明について

1	事実認定の基本的な考え方	.....	1
2	証拠について	.....	4
3	具体的な事例について	.....	7

# 1 事実認定の基本的な考え方

## (1) 事実認定の基準について

特定事由にあたるかどうかを判断する前提として、判断の基礎となる事実の認定を行う必要がある。他制度の事実認定の基準としては、主に以下のようなものがある。

### ○訴訟上で使用される主な基準（裁判例・学説等）

・高度の蓋然性	「通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得ることで証明できたとするもの」(最一小判昭和23年8月5日判決・刑事事件) 「訴訟法上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を持ちうるものであることを必要とし、かつそれで足りるものである」(最判昭和50年10月24日判決・民事事件)
・優越的蓋然性	相当の蓋然性をもって証明度とする。証明責任を負わない当事者の反証活動を充実させ、適正な事実認定を実現するうえでも、証明責任を負う当事者の事実主張が相当の蓋然性をもって認められる場合には、必ずしも疑問の余地がないとはいえないときであっても、当該事実を認定して差し支えない。(「民事事実認定論」・弘文堂)
・証拠の優越	証拠上いずれの側の証明度が優越しているか(「民事訴訟における事実認定」・司法研修所)
・疎明	実体的権利義務関係を確定する場合には、高い蓋然性をもって事実の存否について確信を得ることが必要であり、これを証明と呼ぶ。他方、実体的権利義務関係を対象としない場合には、より低い蓋然性の程度(「一応確からしい」と表現される)で、ある事実の存否を判断し、これに基づいて裁判を行うことができる。このような場合を疎明と呼ぶ。 疎明は、民事保全の裁判(民保13条第2項)や訴訟手続き上の決定など迅速性が要求される手続きにおいて、証明によっていたのでは制度趣旨が実現されない場合に採用される原則である(「新・コンメンタル民事訴訟法」・日本評論社) 80%以上の心証を得なければならないのが証明、55%ぐらいでよいのが疎明(重点講義・民事訴訟法・有斐閣)

## ○年金記録訂正手続きの判断基準

<p>・国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成27年厚生労働省告示第42号)(抜粋)</p>	<p>第一 基本的考え方(抜粋)</p> <p>原簿の訂正手続きの実施に当たっては、年金記録確認第三者委員会(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)附則第二十二条第一項に規定する年金記録確認中央第三者委員会及び同令附則第二十三条第一項に規定する年金記録確認地方第三者委員会をいう。)による手続きと比較して国民に不利益が及ぶことがないようにしなければならないことを踏まえ、次に掲げる方針に基づいて行うものとする。</p> <p>一 基本姿勢</p> <p>厚生労働大臣は、原簿の正確性を保つことが、被保険者等が適正な裁定を受けることにつながることを重く受け止め、訂正請求の内容を十分に汲み取り、国民の信頼に応えるよう努める。</p> <p>二 関連資料及び周辺事情の積極的な収集</p> <p>厚生労働大臣は、原簿を正確な内容にする責務を誠実に果たすため、訂正請求をした者(以下「請求者」という。)から提出された資料や日本年金機構が保有する資料のみならず、積極的に関連資料(訂正請求の内容に係る事実を推認するに足る証拠をいう。以下同じ。)及び周辺事情(証拠ではないが訂正請求に理由があると認める判断に資する事情をいう。以下同じ。)の収集を行う。</p> <p>三 公平かつ公正な訂正決定等</p> <p>厚生労働大臣は、二で収集した関連資料及び周辺事情を検討し、国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う。</p>
	<p>第三 判断の基準</p> <p>一 訂正請求に理由があると認める判断の基準は、訂正請求の内容が、社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいものであることとする。</p> <p>二 一の判断を行うに当たっては、関連資料及び周辺事情、関係法令その他政府管掌年金事業における取扱い等を踏まえ、別に定める基準に基づき、総合的に判断する。</p>

## (2) 本制度における事実認定の基準について

- 事実を証明されたものとして認定するための基準を定めるに当たっては、
  - ・ 事務処理誤り等があったにもかかわらず、現行法で救済が困難な事案について、訴訟によらずに簡易な手続きで救済の道を開くことを目的として本制度が設けられた
  - ・ 法的効果が生じるのは、申出があった日以後であり、過去に遡及しない
  - ・ 保存期間や事務処理誤りの態様により、行政側が保存している文書等の証拠は限定されるという理由から、裁判上で使用される基準ほど厳格である必要はないと考えられる。
- 本制度は、公的年金制度の性質に鑑み、被保険者に責任が無く、事務処理誤りなどにより保険料が納められないために将来の年金額が減額となることは、事務処理誤りに遭った人と遭わなかった人との公平性や国民の年金制度への信頼を損なうおそれがあるために、法的措置による救済の必要性が指摘されたことを受けて創設された制度である。
- 行政機関等の管理・運営に起因し、責任がないにもかかわらず、不利益を被った者を救済して国民の年金制度への信頼に応えることを目的とする点で本制度と年金記録訂正手続きは共通点を有しており、事実を認定するための基準も年金記録訂正手続きと同様に下記のような基準とすることが適当ではないか。

被保険者等からの申出のあった特定事由に係る事実を認定するための判断基準は、「社会通念に照らして明らかに不合理ではなく、一応確からしいものであること」としてはどうか。

## 2 証拠について

### (1) 行政側が持ちうる証拠の例

以下のものについては、申出者は通常入手することができず、また証拠の持つ信用性も高いことから、行政側が積極的に存在の有無を調査しなければならないと考えられる。

証拠の存在が確認された場合は、当該証拠に基づいて事実を認定し、認定した事実が特定事由に該当する場合には、申出を承認することができる。

証拠になり得るもの	主な内容等	関係機関
① 顛末書等の事故報告等	案件の概要・原因・影響	機構・市町村・委託業者・収納機関
② 届書・申請書等	本人基本情報・届書の記載内容・受付日	機構・市町村・収納機関
③ 年金相談・手続受付票	本人基本情報・相談内容の概要・相談結果	機構・市町村・委託業者(電話)
④ 受付処理簿	氏名・受付日・届書名・進達返戻管理情報	市町村
⑤ 受付進捗管理システム	本人基本情報・届書名・処理経過・進捗管理情報	機構
⑥ 督励事跡等の職員のメモ	督励内容・督励結果	機構
⑦ 録音データ	説明内容	委託業者
⑧ 納付書再交付リスト	本人基本情報・納付書作成期間	委託業者
⑨ 訪問員活動事蹟報告書	本人基本情報、・訪問結果	委託業者

## (2) 申出者が持ちうる証拠の例

以下のものについて、証拠から特定事由にあたる事実が認定でき、認定した事実が特定事由に該当する場合には、申出を承認することができると考えられる。

申出者が持ちうる証拠だけでは特定事由にあたる事実が認定できない場合には、行政が持ちうる証拠と申出者が持ちうる証拠をあわせて、総合的に事実が認定できるかどうか判断する必要がある。

証拠になり得るもの	主な内容等
①届書・申請書等控え	本人基本情報、各届書の届出内容、受付日
②相談票(来訪)の控え	本人基本情報、相談内容の概要、相談結果
③申出者が録音した録音データ	説明した内容
④機構職員が作成し、申出者に交付した手紙	案件の概要、原因、影響
⑤機構職員が作成し、申出者に交付したメモ	説明した内容
⑥本人の当時のメモ	説明を受けた内容

※ 申出者から提出される証拠については、真正なものであるかどうかを確認する必要があることに留意が必要。

(本人のメモについての確認事項の例)

- ・ 加筆修正の形跡など、明らかに当時に作成されたものと認められない事由がないこと
- ・ 外見が経年劣化している又は当時のチラシ等に記載されている等メモが記載された紙が当時作成されたものと認められること

(3) (1)(2)以外の証拠について

申出者が第三者の証言を証拠として提出してきた場合などにおいては、

- ・ その内容や本人との関係などから推測して、偽証とは認められない
- ・ 他の資料などと整合性がある

などの条件を総合的に勘案して証拠として用いることができることとする。

### 3 具体的な事例について

#### (1) 処理誤りにおいて届出書等の証拠書類が存在しないケース①

(第2回 資料2 (処理誤りについて) P 1、7等)

(例)

種別変更届が提出されたが、日本年金機構において、資格取得日の入力を誤り、一部期間の納付書が作成されず、被保険者に送付されなかったため、保険料を納付しないまま2年を経過した。

(論点)

○ 保存期限を経過したことにより届書等が存在しない場合、どのような証拠があれば処理誤りの事実を認定できるのか。

⇒ 証拠がなくても、本来、届出時に行政側が確認すべき項目に関する届出等については、特定事由に該当する事実を認定してもよいのではないか。(入力内容と事実が異なっていることのみで、入力処理を誤ったことが「一応確からしい」と言えるため。)

例) 資格取得・喪失日、生活保護開始・終了日、65歳到達日等は当時の行政側の持ちうるデータ又は添付書類等で確認可能

(2) 処理誤りにおいて届出書等の証拠書類が存在しないケース②

(第2回 資料2 (処理誤りについて) P3、4、10等)

(例)

被保険者がコールセンターに納付書の再作成を依頼したが、コールセンターが年金事務所に納付書の再作成期間を誤って伝達したため、一部期間の納付書が被保険者に到達せず、保険料を納付できないまま2年を経過した。

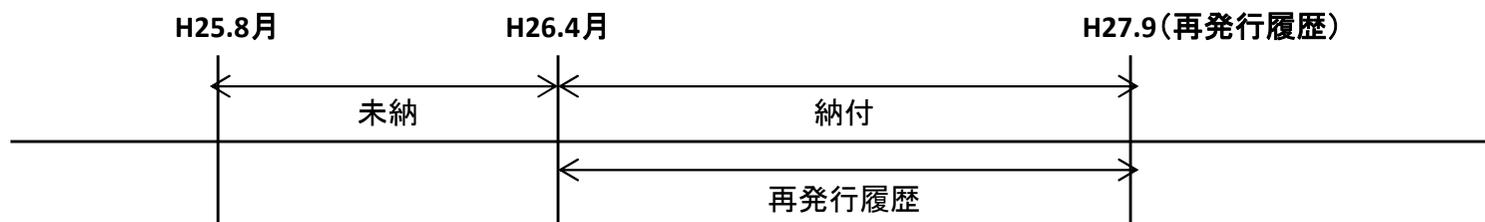
(論点)

○ 保存期限を経過したことにより、届出書、対応事跡や録音が存在しない場合、どのような証拠があれば処理誤りの事実を認定できるのか。

⇒ 行政側で直接事実を確認できる証拠が存在しない場合であっても、再発行された納付書の期間と再発行当時の未納期間が明らかに異なる場合で、実際に納付されている事実がある場合には、特定事由に該当する事実があったと認めてもよいのではないか。

(実際に納付されている事実があるため、納付書の再発行依頼をした際に、未納期間を全て納める意思があったことが推測され、納付書の再発行依頼も未納期間について全期間していたことが「一応確からしい」と言えるため。)

例) 平成27年9月14日に再発行した履歴が残っている場合



○ 行政側に証拠となるものが存在しない場合、①②が揃えば「一応確からしい」と言えるか。

①本人の当時のメモ(日付、内容が記載)

A 納付書再発行の期間が記載されている場合

B 納付書再発行の期間が記載されていない場合

②行政側に「一応確からしい」ことを否定するものが存在しない

(3) 処理誤りにおいて届出書等の証拠書類が存在しないケース③

(第2回 資料2 (処理誤りについて) P12)

(例)

世帯主である被保険者が、口座振替の辞退申出書を提出したが、金融機関が誤って、当該被保険者と同一の口座で引き落とししている配偶者の口座振替も解除してしまったため、配偶者が口座振替で引き落とししている付加保険料を納付する機会を失った。

(論点)

○ 顛末書等の書類が存在しない場合、どのような証拠があれば処理誤りの事実を認定できるのか。

⇒ 顛末書等、直接的に処理誤りがあったことを示す証拠がなくても、年金機構において、申出がされていないにもかかわらず、口座振替が停止されていることが確認できた場合には、特定事由に該当する事実があったと認めてもよいのではないか。

○ 行政側に特定事由の事実を示す証拠は存在しないが、被保険者側が間接的な証拠を提出してきた場合、特定事由の事実があったと認定することは可能か。

⇒ 「一応確からしい」と認定できれば、特定事由のあった事実を認定できると考えられる。

証拠により認定可能な例) ①②③が揃う場合、「一応確からしい」と言えるか。

①世帯主の口座振替と同時に口座から引き落とされなくなったことを示す通帳

②引き落とされなくなった月から一定期間後に、再度付加保険料に申込み、付加保険料の未納期間がない納付記録

③行政側に「一応確からしい」ことを否定するものが存在しない

(4) 処理漏れにおいて届出書等の証拠書類が存在しないケース

(第2回 資料3 (処理漏れ(遅延)について) P 1、7、10、12等)

(例①)

被保険者が市場化業者に納付書の再発行依頼を行い、市場化業者が年金事務所に納付書の再発行依頼を伝達したところ、年金事務所が事務処理を失念したため、納付書の再発行がされず、被保険者は、時効消滅までに保険料を納付することができなかった。

(例②)

被保険者が市町村に付加保険料納付申出書を提出したが、市町村が年金事務所への送付を失念し、一定期間分の付加保険料を納付することができなくなった。

(例③)

被保険者が、金融機関において、国民年金保険料と付加保険料の口座振替の申出をしたところ、金融機関において、口座振替の設定等の必要な事務処理を行わなかったため、一定期間分の付加保険料を納付することができなくなった。

(論点)

○ 行政側に証拠となるものが存在しない場合、①②が揃えば「一応確からしい」と言えるか。

①本人の当時のメモ(日付、内容(納付書の再発行の期間、申出日等)が記載)

②行政側に「一応確からしい」ことを否定するものが存在しない

(5) 説明誤りにおいて届出書等の証拠書類が存在しないケース①

(第3回 資料2 (説明誤りについて) P1等)

(例)

被保険者が、後納制度の納付期限について年金事務所に相談にいったところ、年金事務所が納付が可能な期間の説明を誤り、被保険者が一部の未納期間について納付することができなくなった。

(論点)

○ 行政側に特定事由の事実を示す証拠は存在しないが、被保険者側が間接的な証拠を提出してきた場合、特定事由の事実があったと認定することは可能か。

⇒ 「一応確からしい」と認定できれば、特定事由のあった事実を認定できると考えられる。

証拠により認定可能な例) ①②③が揃う場合、「一応確からしい」と言えるか。

①年金事務所に訪問して相談を受けた日付や内容のわかるメモや日記等  
(直接的な説明誤りの記載はない)

②説明誤りがあり納められなかったと主張する期間以外の当時後納可能な期間が相談の当時から一定期間の間にすべて納付されている

③行政側に「一応確からしい」ことを否定するものが存在しない

(6) 説明誤りにおいて届出書等の証拠書類が存在しないケース②  
(第3回 資料2 (説明誤りについて) P8)

(例)

10年前に市町村で免除の相談をした際に、職員から「前年の所得額が免除承認基準を超えているため、免除に該当しない。免除申請書を提出しても意味がない」と言われ免除申請書を提出しなかった。

ところが、10年後に免除申請をすると、免除が承認され、被保険者は、「10年前と所得は変わっていないはずであり、10年前の説明が誤っていたため、免除申請ができなかった」と主張している。

(論点)

○ 行政側に特定事由の事実を示す証拠は存在しないが、被保険者側が間接的な証拠を提出してきた場合、特定事由の事実があったと認定することは可能か。

⇒ 「一応確からしい」と認定できれば、特定事由のあった事実を認定できると考えられる。

証拠により認定可能な例) ①②③が揃う場合、「一応確からしい」と言えるか。

①市町村職員による説明を記載した当時のメモ

- ・直接的な説明誤りの記載がある場合
- ・直接的な説明誤りの記載がない場合

②当時の世帯構成がわかる公的書類、本人や配偶者等の所得情報がわかる公的書類

③行政側に「一応確からしい」ことを否定するものが存在しない

(7) 説明誤りにおいて届出書等の証拠書類が存在しないケース③

(第3回 資料2 (説明誤りについて) P9等)

(例)

- ・ 被保険者は、付加保険料を世帯主の口座で納付していたが、世帯主が死亡し、口座を閉鎖したため、今後の口座振替での納付について、コールセンターに問い合わせを行った。
- ・ コールセンターは新たに口座振替申出書の提出が必要であることと、当月末に口座振替予定であった前月分の保険料は口座振替とならないため、後日、送付される納付書を使用して納付することを説明し、他に手続きはない旨説明した。しかし、前月分の付加保険料は当月分が納付期限であることから、すぐに納付書を発行してもらうために年金事務所に連絡する必要がある旨を説明するべきであった。
- ・ 被保険者は、コールセンターの説明を信用したため、一定期間分の付加保険料を納付することができなくなった。

(論点)

- 行政側に特定事由の事実を示す証拠は存在しないが、被保険者側が間接的な証拠を提出してきた場合、特定事由の事実があったと認定することは可能か。

⇒ 「一応確からしい」と認定できれば、特定事由のあった事実を認定できると考えられる。

証拠により認定可能な例) ①②③が揃う場合、「一応確からしい」と言えるか。

- ①コールセンターによる説明を記載した当時のメモ
  - ・ 直接的な説明誤りの記載がある場合
  - ・ 直接的な説明誤りの記載がない場合
- ②説明誤りがあり納められなかった月から一定期間後に、再度付加保険料に申込み、付加保険料の未納がない納付記録
- ③行政側に「一応確からしい」ことを否定するものがない

(8) 説明漏れにより納付（又は手続き）ができなかったとの申出があったが行政側の証拠が存在しないケース  
（第3回 資料3（説明漏れについて）P 1, 4, 6等）

(例)

納期限（又は申請期限等）の説明漏れにより、保険料を納付（又は申請等）することができなかった。

(論点)

○ 行政側に特定事由の事実を示す証拠は存在しないが、被保険者側が間接的な証拠を提出してきた場合、説明をしなかった事実があったと認定することは可能か。

⇒ 「一応確からしい」と認定できれば、特定事由のあった事実を認定できると考えられる。

証拠により認定可能な例) ①②③が揃う場合、「一応確からしい」と言えるか。

①相談等にいった日付や内容がわかるメモ書き

- ・説明漏れがわかる記載がある場合
- ・説明漏れがわかる記載がない場合

②納付（又は申請等）をすることができなかった期間以外の保険料は納付（又は申請等）がされている

③行政側に「一応確からしい」ことを否定するものがない